

総務産業委員会報告書

令和6年3月22日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 山本 成

令和6年3月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第49号 備前市美術館設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第50号 備前市美術館条例の制定について	原案可決	なし
議案第51号 備前市美術館美術品購入基金条例の制定について	原案可決	なし
議案第52号 令和5年度備前市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	なし

総務産業委員会記録

招集日時	令和6年3月22日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前9時52分	開会	～	午前11時35分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		藪内 靖
		松本 仁		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	日本遺産・観光部長	大岩伸喜	文化事業推進課長	片岡英史
	都市整備部長	河井健治	上下水道課長	池本吉弘
審査記録	次のとおり			

午前9時52分 開会

○山本委員長 ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第52号の審査 *****

まず、議案第52号令和5年度備前市水道事業会計補正予算（第4号）についての審査を行います。

議案第52号について、質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 いろいろ原因は調べられておると思うけど、その原因はどういうふうに見られとんか、その辺を説明してもらいたい。こんな基本的なというか、ちょっと漏れておったというようなもんじゃねえと思うんで、どういうふうに使われとんか説明してもらいたい。

○河井都市整備部長 このたびこのような補正予算の計上をさせていただいております。うちの課の中で、職員のチェックが十分できていなかったということで、このような補正予算になりましたことをまず冒頭深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、さらにチェックを深めて、このようなことがないように努めてまいりますのでよろしくお願いたします。

経緯等につきましては課長のほうから説明させますので、よろしくお願いたします。

○池本上下水道課長 今回の補正予算に関します経緯について御説明させていただきます。

今回、計上漏れとなりましたのは、令和4年度末に借入れを行いました6億670万円に対する利息分ということで、令和5年度当初予算に計上すべき利息が計上漏れとなっており、気がついたのは、3月15日に利息支払いの請求を受けて予算不足という状況を確認いたしまして、計上漏れが発覚いたしました。

あくまで、これは担当課として確認漏れということで、大変申し訳なく思っております。

今後は、こういうことが起こらないように十分注意してまいりますので、よろしくお願いたします。

○尾川委員 こういうチェック漏れというか、その体制がどうなっとんかというのは、課長の体調の問題もあったり、それからいろいろ補助を受けたりするような、その辺のリカバリーがどうなっとんかということを知りたいわけじゃ。

それだけの体制を取っていくとか、間違いはあるよ、人間じゃからな。エラーはあるしミスはあるし、あるけど、やっぱりここで本当の原因がどこにあったんかというのは、この際、命取りみたいなことになってねえ。わしはいつも言うんじゃけど、雪印の問題をいつも思い出すんじや。担当者とすりゃあ、大したことで、会社が潰れてしもうたりするようなことになるわけで、それと水道と関係ねえかも分からんけど、水道も人間の命を預かっつるから、そういうミスがいろんところで発生するようじゃ、ちょっと懸念があるんで、あと、どういうふうにかバーして防ぐということが一番聞きたい。

その辺を簡単でええから教えてもろうたら、バックアップする、どうするか、ダブルチェックするんか、誰かするんか、その辺をお聞きしたい。

○池本上下水道課長 起債の借入れに関しまして、現在では、担当課である上下水道課の中でそういった手続、借入れ、それから支払いの手続も実際行っているということで、今、委員おっしゃられましたダブルチェックという機能が正直言って果たせていないという状況でありました。

今回の事態に際しまして、起債を触るといふ、そこを担当する部署ということであれば、市の中では財政課が起債に関して担当しているということで、財政課からも、起債の利率に関して確認を行ったり見直しを行うという時期が年間の中でございますので、そこで担当課のほうで手続を行っています水道事業会計とか下水道事業会計での借入れについてそういったデータなんかを財政課に提出するというところで、実際の借り入れている金額とか、今年度支払いをすべき元金、利息に対する金額をもう一度データとして提出することによって、予算の確認、それから今年度支払いする金額の確認を担当課でももう一度再確認することができますし、財政課のほうでも、送ったデータについて確認をいただくということで、そういったダブルチェックが今後は行えるんじゃないかということで、財政課からもこういった御提案をいただいて、協議を行っています。

今後については、そういった形で、再発が起こらないように、当然担当課といたしまして、今まで以上にきちんと確認、チェックを行っていくというのは当然ですが、市全体として、そういった形でのミスが起こらないような形での対策を行っていくということで、今お話をさせていただいておりますので、今後については、こういうことが起こらないように十分注意してまいりたいと考えております。申し訳ありませんでした。

○尾川委員 異動が早かったり、企業会計で技術屋に何もかんも会計のことをせえと、まして企業会計をやれと言うたって、そう簡単じゃねえと思う。その辺も含めて体制づくりというものを、しもうた、直した、悪かったでするんじゃなしに、そういう本質的なところを、やっぱりそういう心配せんと、後は、あれが悪い、これが悪いと言うのは簡単なけど、そうじゃなしに、体制をきちっとしたものにして、体制づくりというのを部長にもお願いしたい。

○河井都市整備部長 技師方のほうに予算は基本的には触らせてはおりませんので、事務方のほうでやってはおりますが、やはり御指摘のとおり、事務引継等、ちょうど異動の時期、3月末に借り入れておりますので、それを次のときにも年度が変わって、計上漏れであれば、途中の補正予算というタイミングは十分あったわけで、そういった中で、引継ぎであったり9月の半期の利息の支払いのときに、残りの利息と、残りの予算額と比較してみれば一目瞭然、分かった部分ではなかろうかなと私は思っておるわけですが、ただそれが見抜けなかったという点で言いますと、それは私も含めて責任はあろうかなと思っております。

ただ、それは重々改めまして、財政課とも協議しながらチェック体制を深めていくということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○松本委員 もし仮にこれを誰も気づかずにそのまま行っていたら、何の影響があるんか。それ

から、仮にこれがもし否決されたら、その影響というか、どうされるのかなど。

○池本上下水道課長 今回の請求に対して支払いができなかった場合、どうなるかということでございますが、所定の期日までに元金及び利子の支払いをしなかった場合ということで、借入れのときに取り決めてあります内容からしますと、支払い期日の翌日から支払いをしなかった日までの日数に応じて支払う金額の10%の違約金というものが発生することになります。

もし、今回の補正予算が否決されるということになれば、当然、今年度の予算では支払いができないという状況になってしまいますので、この違約金を支払った上で、まずは6年度の予算で、6年度になってから支払いをせざるを得ないのかなど。

逆に、当然、今度は6年度の予算が足らなくなりますので、いずれにいたしましても、今度は6年度での補正予算をお願いしないといけないという事態になろうかと考えております。

○石原委員 今日、この後、もし可決されますと、いつ、利息はお支払いされるのでしょうか。

○池本上下水道課長 支払い期日が3月25日となっておりますので、可決いただければ、すぐ支払いの手続にかかるようになります。

○山本委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第52号の審査を終わります。

***** 議案第50号の審査 *****

次に、議案第50号の備前市美術館条例の制定について審査を行います。

議案第50号について質疑を希望される方の発言を求めます。

○藪内委員 そもそもこの備前市美術館の名前が出てきたのはいつのタイミングで、どこで出てきたのでしょうか。

○片岡文化事業推進課長 名称がいつ頃出てきたかといいますと、なかなか定かではないですけれども、この建設工事の着手、現在、新築工事に着手しておりますが、工事の契約の時期頃だったと思います。

○藪内委員 これは、一般質問のときにも言わせてもらったけど、いろんなところで、まだいまだに看板は備前焼ミュージアム新築工事とか書かれていますよね。途中から、市長が、備前美術館だったかな、とか備前市美術館とか、4つぐらいのいろんな名称を言い出して、最終的には備前市美術館に、何かそれがずっと連呼されるようになったけど、これは市長のアイデアですか。

○片岡文化事業推進課長 名称につきましては、市役所内部の職員等にもアンケートを行いまし、職員から提案といえますか、いろんな案をいただきながら、担当部署でもいろいろとその辺を協議しまして、最終的には庁議、市長をはじめ部長のメンバーで決定していただきました。

○藪内委員 公募等は考えられなかったですか。

○片岡文化事業推進課長 公募ということも考えてはまいりましたけれども、まずは設置条例という名称は分かりやすい名称で設置させていただきまして、今後、そういった呼び名、通称名というところで、そういった御意見が寄せられるようであれば、またそういったところで名称の公募も考えてまいりたいと考えております。

○尾川委員 一番がね、これは指定管理という問題がある。そっち側は簡単に条例制定というて、どっどどどど持ってくるんだけど、もっと時間かけてな、また議論せにやあ。わしは問題は指定管理じゃと思う。想定は大体分かるよ、指定管理というて、どういうふうになるんかというのは。まず指定管理という考え方というのはどこから出てきとるわけ。その辺説明して。

○片岡文化事業推進課長 先ほどの質疑でも部長答弁がございました。新しい美術館は、従来の美術館の展示に加え、地域の文化振興というところで、今回条例の制定におきましても1番目の目的に記載しております地域文化の振興を目的としたところを目的としております。その中で、展示に限らず、今後、新しい施設においては、市民の方も活用できる市民ギャラリーであったり、多目的室というところで、一般の方といえますか、民間の方の活用ができる機能もたくさん備えております。

そういったところで、展示に加え、文化芸術活動をできる機能も備えた施設であるというところで、展覧会のように静かに鑑賞する芸術活動に加えて、例えば音楽や演劇鑑賞など動きのある文化芸術活動も実施することによって、美術館への誘客、誘導を促していけるものと考えております。

新しい芸術文化というのは、日々、時代とともに進化しておりますので、新しい情報を常に収集しながら、素早く文化芸術活動につなげていくためには、やはり民間の活力を活用した指定管理の導入も必要ではないかということで、指定管理制度というものを新しく加えさせていただいております。

○尾川委員 同僚議員からも、指定管理というところの年数はどうなっとんか。これは今後の問題と思うけど、この間、長岡の花火館へ行ったら、14年ぐらいの長いスパンなんじゃ。ところが、今回、質疑があったけど、原則的には指定管理は変わるという前提なわけじゃ。指定管理という制度は変わるというのが一つの大原則なんじゃ。

そうしたら、学芸員も当然入れ替わると、図書館でも一緒じゃ。学芸員が継続していかんという問題が、技術が伝承できんという、技能は伝承できんという問題があって、この指定管理というのは大きな問題なんじゃ。

それをあんたら、ぱっと出してな、そういう軽率に、担当者としても対応をもう少し慎重に、指定管理の重要性をもっと認識してほしいと思う。

それと、継続性という問題から、今、質疑もあったけど、学芸員とか館長とか、どうなっとなかをもう少し具体的に踏み込んで答弁してくれりゃあ。

というのが、前のミュージアムの館長臼井先生が、いつの間にかおらんようになって、あんな状態で、直営じゃから別に問題ねえんか知らんけど、あんたら、どう思うとる、いつの間にか来て、いつの間にかおらんようになって、あれだけの能力のある、技術があつて、ある意味経歴もあつて、ああいう先生を使いこなしてねえと言うたらあれかもしれんけど、もうちょっと明確に、いつまで契約して、いつまでで終わったとかということと、条例と関係ねえけど、運用がそうなってきたから、実際が。条例は、大体は同じと思うとるから、その辺答えてもらえたらと。

○片岡文化事業推進課長 指定管理制度につきましては、本市の条例でも最長5年ということで定まっておりますけれども、美術館とか博物館とかの指定管理は、全国を見ましても様々でございます。先ほど言いました直営でやられている美術館が大半かとは思いますが、先ほど懸念される学芸員というところは、指定管理制度を導入している美術館によって、それぞれの館で様々なところがございます。

県内で言いますと、県立美術館が指定管理制度を導入しておりますが、施設の管理運営に関しては外部の指定管理と、中の学芸員等は県の学芸員ということで、要は展示のところに関わる部分は直営といたしますか、県の直営で学芸員で展示を考えられて、施設の運営管理といたしますか、管理、施設を指定管理ということでされております。

ですので、備前市の美術館に関しましては、学芸員に関しては市の職員で、まず展示については職員のほうで検討しながら、施設の管理運営を外部の指定管理で、導入しながら施設の活用を先ほど言いました文化芸術等で活用していただいて、展示とはまた別の文化活動といたしますか、芸術活動というのに活用していただくというふうに、今回の指定管理では考えていきたいなど。

また、学芸員云々というのに関しましては、指定管理を導入に当たって、内容によっては指定管理者のほうで、また学芸員が必要になれば、そういったところはまた改めて検討していただけたらと思っております。

○尾川委員 話を聞きよったら、館長は誰なんか知らんけど、要するに混在じゃあ、こんなの。指定管理に出して、その構成員は備前市の職員じゃろう。出向しとんじゃろう。そういうのを混在というんじゃ。契約的な。館長の意のままに動かなんたら、そういう学芸員は不適になると思うよ。わしが館長だとそうする。

自分の気に入った、能力のある子を採用しようとするから。それで本当に使えるのかな。ええというて雇うて、おえん、使いこなしていくようなことを、育てるんじゃなしに、そういう可能性というんで、そういうところもやっぱり関心持って、やっぱりその辺の混在という難しさというのは考えて。

だけど、今まで臼井先生もどういう立場じゃったんかというのを明確にしてほしいと思う。そんな時間が全然ねえがな。検証する時間がねえし。提案するならもっと早う提案してもらいて

え。

そういう継続性の問題で、きちっとした形の市の学芸員で、館長は誰になるんか知らんよ、財団になるんか知らんで、そりゃあ。知らんけど、そういうことと、細かい話になったら、報酬の問題で書いとんかどうかな知らんけど、報酬の問題も具体的にねえと思う。

臼井先生のようなことを、報酬はどんどんどんどん下がっていったら、知らん間に、本人がええと言うたと思うけど、そういう処遇というか、そういうことじゃなしに、きちっと明確にすべきと思う。その辺を教えてもらってえんじゃけど。決まってねえんか、報酬は。

○片岡文化事業推進課長 報酬に関しましては、議案第49号のほうで設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての中で、報酬の修正を行っております。

○尾川委員 例えば細かい話で無料開放の日とか、それから月曜日が休館日とか、日曜、月曜で結構旅行したりする。原則的には月曜日が休館日になって、無料日とか、それから年末年始開けるような、臨時に開けていきやあええんじゃというんだったら例外で、原則として、29日だったら、年末年始休むという規定になつとると思う。それを例外事項、別に文言を入れて、例えばそういう無料開放の日、年末年始にやったりするケースが多いわけじゃ、今頃は。

関心持ってもらいたい、そういう配慮が全く、どこの丸写しか、前のかどうか知らんけど、今まで言うてねえから、改めて言われたら、そういうところが気になるんでな。そういうのをどうするんかということと。

それから事業計画は後から言うかもしれんけど、これが出てくるぐらいやったら事業計画というものをきちっと明確に早う示せと言うてちょうでえ。財団が出しようんか、誰が出しようんか、知らんけど。どんどんどんどん走りようるわけじゃ、ピカソするとか、何やらするとかという、どんどんどんどん行きようるわけじゃし、現実には。勝手に行きようるわけじゃ。

事業計画をきちっと明確に、第3次総合計画にこう書いてあります、備前焼振興でこういうふうにしますと言うけどな、じゃあなしに、備前焼の関係の振興の、あるいは備前市美術館の事業計画というのを出してほしい、早う。その辺の考え方を教えて。

○片岡文化事業推進課長 指定管理に関しましては、事業計画云々というのは、まずは条例の制定をしまして、その後、公募等によって事業計画を計画として出していただくような形にはなつてまいるかと思っております。

○尾川委員 それを言うたらへ理屈というんじゃ。実際走りようるわけじゃろう、片方じゃあ。備前焼振興ということで。ピカソ展すると言ようるがな、ほんなら。この間も、市長言うたがな、はっきり、みんなの前で。そういう現実があつて、そういうへ理屈みたいなこと言うて通らんわ。だから、いつ幾日出すと、段取りするというふうに答弁してもらわにゃあええんわ。わいの言ようること、違うかな、違わんと思うけど、わしはで。あんたら、それは、おめえの言ようること違うんじゃ、言うてくれりゃあええ、違うというて。

○大岩日本遺産・観光部長 尾川委員が言われることもごもっとも思うんですけど、市のピカソ展とかは開館に合わせた記念行事ということで、記念企画ということで、市のミュージアムを

建てるときから、そういった何がしかの特別展みたいなのをしたいという考えはありました。

今回、条例を制定させていただきたいと、今、思っているのが、まずミュージアムの運営計画を、プロポーザルになるか分かりませんが、そういったものを公募いたしまして、こちらのほうで指定管理者を決めさせていただくと。その中で、当然、議会に上げさせていただいて認定させていただくということで考えておりますので、その期間を、13か月とありましたその間のうちにさせていただきたいと。それが早ければ来年の準備が進んでいくということで考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

○尾川委員 わしの考え方は違うんよ。条例とか規則とかというのは、自分のすることを規制するわけじゃ、決めるわけじゃ。ということは、事業計画があつて、こういうことをするからこういうルールで、下でやりますよという、みんなに知らせるわけじゃねえかと思う。

逆に憲法を見て、おめえ、こういうことをしたらいけんとか、こういうことをしたら捕まると、憲法にあるかもしれんけど、やっぱりこういうことをする、しょうと思うて条例を制定します。この範囲は許してくださいと。この辺はやらせてくださいと、それを裏づけはこういうふうで予算を取っていきますということがなげにゃあ、逆じゃあねえかと思う。

そこはあんたらの考えとわしの考え、ルールをつくって、それに基づいてやっていくというのが規則であり、条例の下じゃから、そういうのを決めていくと思うとん、わしはで。だから、そこはあんたら違う、決めてから計画をするんで、こういうことをしてえから、こういうルールでやって、こういう範囲で、日曜日はします、月曜日休みます、そういうふうにしていく。それで、何ぼうか金取りますという決まりをしとるわけじゃろう。

絶対わしの考え方が正しいとは言わんよ。そこは違うんじゃねえかと、それは仕方ねえ。わしは、あくまでもこういうルールで市民に知らせて、こういう範囲で活動していきますから御了解くださいと言ようと思うとる。

そのために議会にかけてきとんやと思うんよ、この条例を。あんたらが言ようる条例決めてもろうたら、後からつくるといような後追いは、全部完全なものを、いつ幾日、こういうことをする、例えば、事業の柱とか、そういうものを何か明確にしていかにゃいけんのじゃねえんかという。任せ、任せというのも、一つの方法じゃ。任す人も、80%おるかもしれんよ。任せられん人が何ぼうかおるわけじゃから。その辺答弁して。

○大岩日本遺産・観光部長 美術館の運営形態というんですか、事業につきましては、一応設置条例の第3条に、次のことを行う事業ということで、1号から6号まで掲げさせていただいております。

あと、ミュージアムを建設するときの、当然、基本構想がありますんで、そういったものに基づいて、備前市美術館の利用の増大を図っていくということで、指定管理にいたしますと、収入も入場料も指定管理者が、料金を取るようになりますんで、いろいろな企画も、今後、新しい企画ができていくものだと考えておりますので、そういったところを運用計画のほうで、プロポーザルするときとかにお聞きして、選定していくというようなことで考えております。

○尾川委員 9ページの23条に、市長の指示に従い云々と書いとるが、これはいつまでたっても市長が采配するということかな。

○大岩日本遺産・観光部長 23条と言われますのは、損害賠償の義務というところでございますでしょうか。

○尾川委員 ここもやっぱり市長が出てきて采配するんかということなんじゃ。この指定管理で第6条には、8条から13条までは市長の権限を指定管理者が行うものとなつとるわけじゃ。その辺、どんなんかなと思うてな。

○片岡文化事業推進課長 指定管理者の権限に関しましては、第5条に書いております美術館の使用の許可であつたりその維持管理、第2項には、備前美術館の維持管理に関する業務と、3項に、入館料及び使用料の徴収に関する業務と、第4項としまして、美術館の設置目的を達成するための事業に関する業務、第5項に、美術館の利用者等の利便性を向上させるための必要な業務と、第6項は、前各号に上げるもののほか美術館の運営に関する事業のうち市長のみの権限に関する事務を除く業務ということで明記させていただいております。

○尾川委員 わしの解釈が違うとつたら違うとつたと言うてくれりゃあええんじゃ。わしは外れとんじゃねえかということを書いようわけ、第6条の例外として指定管理者の責任という、市長に代わって責任持ってやりますということを書いとると思うとる、第6条には。その中に、まだ23条の損害賠償については市長が出てやるんかなと。

○片岡文化事業推進課長 23条の損害賠償の義務に関しましては、市のほうで行うことと考えております。

○石原委員 これまでのミュージアムに関する条例と今回のこの条例改正で、大きいところは指定管理のところに加わったのかなと、大きな変更点に。

それから、第3条事業のところ、これまでは備前焼に限定されていたものが、美術品という表現になっていますのと、(4)の美術品に関する調査研究であつたり、表現の問題か、調査研究みたい文言はこれまでの条例にはなかったと思うけれども、そのあたり。

それから、その調査研究というところをちょっとお聞かせいただければと思う。

○片岡文化事業推進課長 この調査研究というのが、美術作品等であつたり、今後は新しく備前焼の歴史というコーナーも設けておりますので、そういったところの違い、他館での作品、資料等の調査研究を学芸員等で実施してまいります。

先ほども言っております博物館法の登録を目指す上では、こういった調査研究も必要になってまいりますので、新たな事業の項目として加えさせていただいております。

○石原委員 先ほど来のやり取りで、第4条指定管理者による管理というところで、先ほど出てきましたが、指定管理者は、この条例改正可決後、プロポーザルか何かで公募されるんですか。

○片岡文化事業推進課長 まだ、公募、非公募というのは、選定委員会で審議してまいります。この後、募集要項を作成したいと考えております。

○石原委員 現時点では、担当部署としては、プロポーザルか何かで計画なり何なり御提案いた

だいて、公募ということで想定されておるということでよろしいですか。

○片岡文化事業推進課長 はい、そのようには考えております。

○石原委員 それは、公募なりプロポーザルなりで審査をされて、指定管理者決定後、いつ頃、議案としてお出しになるのでしょうか。

○片岡文化事業推進課長 できるだけ早く実施したいと思っておりますので、次回の定例会までには、選定者、指定者は考えてまいりたいと思っております。

○石原委員 第7条で、先ほども質疑、それからやり取りでもありましたけど、こちらの美術館に、館長、学芸員及び必要な職員を置くことができる旨の規定がございますが、指定管理者とは別個に、備前市が別でこういう立場の方を雇用されてという形ですか。

○片岡文化事業推進課長 先ほども言いましたように、展示の部分での必要な学芸員等は市のほうで考えております。

○石原委員 館長さんと。

○片岡文化事業推進課長 はい、館長に関しては、市もしくは外部、双方で考えております。

○石原委員 令和6年度の当初予算の文化施設費の中で、委員会ではやり取りがなかったと思う。そこでも、条例改正なされる前に、こちらの施設の委託料のところ、備前市美術館指定管理料630万円計上されておって、その前の人件費報酬のところでは、備前焼ミュージアム運営委員報酬みたいな、混在していたりして、そこは問題ないのかな。

単なる美術館に関する指定管理の委託料、令和6年度に建設が進むと思うけれども、そこでもう指定管理料630万円がついて、それは準備に係る費用なのか、分からんですけど、予算書の中で既に備前市美術館指定管理料というお題目が出てくることは問題なかったんですか。

○片岡文化事業推進課長 恐らく指定管理委託料になるかと思いますが、この条例の制定に合わせて、指定管理者が6年度中に決まりましたら、それに係る事務員であったり、必要であれば学芸員資格のある方を指定管理者で雇用していただいた部分の人件費として2名分を予算的に計上させていただきます。

○石原委員 そっちは予算の話になるんで。さっきも言われたこういう形で名称についても工事の請負契約の頃に何か一つのアイデアとして出てきましたよみたいなのがあったけど、であるならば、今さらですけども、もう少し早く御提案があっても、追加じゃなくて、しかるべきだったという思いはあります。

10ページに別表がございますけれども、表1のところ、特別鑑賞料の規定がございますけれども、どういったものを想定されておるのでしょうか。

○片岡文化事業推進課長 こちらにつきましては、従前の備前焼ミュージアムにもありましたけれども、今回、表の中に入れ込んでおりますが、通常の常設展示とは別に、特別展等を実施する場合には、特別鑑賞料ということで上限が1,500円以内ということですので、その入館料とは別に特別入館料ということで設置することができるというものになります。

○石原委員 表2のほうで、ギャラリー的なところ、これまでは、茶室であったり、1時間当た

りの単位で規定されとったものが、ここで1日の取扱いに変わってきとんが多いと思うんですけども、この1日というのはどういう解釈でおったらいいんですか。どれぐらいの時間、1時間だろうが短時間だろうが、1日の取扱いということでよろしかったですか。

○片岡文化事業推進課長 市民ギャラリーとかラウンジとかというのは、あくまで一つの事業を実施していただくので、ギャラリーであればその展示も兼ねておりますので、1時間での活用云々よりは、その展示から、展示を披露する時間も含めて1日での料金を設定させていただいておる形に考えております。

○松本委員 名称を変えるということと、指定管理者が問題になっていると思うけど、そもそも何でミュージアムを美術館に名称を変えるということが、今の答弁を聞いても何でかなというのがよく分からない。

というのは、3年後、5年後、10年後、どういうふうな美術品ですか、極端に言ったら、絵をばつと飾るとか、そういうイメージとまで言わないですけど、美術館に変えるから、ちょっと何でもええわということになるとは思わないけど、もしかしたらそうなるかも分からない。

ここで強調されるのは、備前焼とか焼き物に特化した、それプラス茶道とか華道とか、いろいろ言われるけど、いわゆる日本の伝統文化というか、そういうことに関連した美術品というか、展示品が並べられるとか、そういうイメージがよく分からないということが1つ。

それから、そもそも耐震化のことで建て替えるんだけど、僕の記憶がちょっと曖昧、入館する人が、年平均二十何人じゃなかったか、30人に満たなかったという問題意識の中から、やっぱり今のままじゃいけないという、素人ながら思っているし、またここを管理している人たちも、もう少し、訪問者が増えるということを狙った、そのためにどうしたらいいかという観点から、こういう体制、指定管理者とか、いろいろ変えんといけんことがあったというふうに感じたんか。

ちょっとそこら辺が、やっぱり今までではいけないと、何とかせんといけんという発想の中でこういうふうな、何とか変えようということ、議論になってきたと思うんですけどね、そこら辺がちょっともやっとしとるんですね。やっぱり過去の総括というか、現状の総括というのが、具体的にどうされたんかというのが見えてこないんです。

次の計画の中身がもやっとして、ちょっとイメージが描きにくい、そうなっていると思うんです。

何事始めるにしても、なぜこういうふうにしたかという、事を始めるに当たって、総括の中で何が問題になっているかということが、ちょっと私は分からないです。何が原因でこういうことを考えんといけんというふうになったかという、総括の中身が、何がなされたかということをやっと聞きたいです。

繰り返しますけど、総括の中身と将来のもうちょっとリアルな中身ですか、展示物を含めて、そういうイメージが湧かないんですけど、何で今美術館に名称を変えんといけんのんかという根拠が、どうも理由が分からない、何でこの時期に変えんといけんのか、ましてや美術館という名前に変えんといけんのか。

もう一つ言いますと、伝統産業会館との関係はどうなるんかという、率直に言いますと、備前焼に興味ある人はミュージアムまで2回、3回、4回と訪問するかも分からないけど、興味ない人は伝産会館見たら、こんなものかと、美術館も似たようなものだろうと。1回訪問したら、2回、3回と来る雰囲気というか、ムードは必要だと思うけど、あるべき姿はですよ。

だからそういう点では、伝産会館とミュージアム、美術館との関係がいまでもやっとしているという、以上3点で、僕は率直に疑問を感じるけど、難しい答弁と思いますけど、何かあれば。

○大岩日本遺産・観光部長 備前焼の「焼」が取られるということで、皆さん、おっしゃられるんですが、そもそも旧のミュージアムのときには常設展と企画展、いろいろさせていただいておりましたけども、やはりなかなか人が来られないというのが1点ありました。

ミュージアムのほうも、建物が古くて、空調とか温度管理ができていないんで、よその芸術品を持ってこられないということがありました。そこで新しい美術館につきましては他の芸術品もできる、当然、備前焼につきましては展示していきますけども、ほかにも集客ができるようなものを考えて、そういったことで、美術館という名前にさせていただきました。

○松本委員 そしたら、最大の動機というのは、集客という、お客が少ないと、何とかせんといけんということが、第1番目の。

○大岩日本遺産・観光部長 そもそも年間1万人ぐらいだったんで、先ほど松本委員がおっしゃられたように、1回行ったら、もういいわというような感じになってまいりますんで、そういったところを、企画展とか特別展で集客を見込んでいくということで、今考えております。

○尾川委員 事業計画するんじゃねえかと思うとよ、わしは。それで言ようるわけじゃ。わしらは分かるとるわけじゃ、あの建物は備前焼を置くしかねえ、ペーパー類や絵画やこう置けれんという、じゃから備前市としたら唯一にしてというのを悲願というかな、そういうもんじゃと思うとんじゃ。

その辺をこういう活用じゃから、ミュージアムから備前市の美術館に変えたんじゃなという、勝手に解釈しとる、何も説明ねえわけじゃ。わしらから言わせたら。

支出的には、エアコンとかそういう、備前焼じゃったら温度の関係、湿度の関係ねえし、そういう施設じゃからこういうふうにするというふうに、わしら勝手に解釈しとるわけじゃ。

今後はこういうふうに使っていくというのを知りてえわけじゃ。じゃから、事業計画出してくれと言ようるわけじゃ。そういうことを言うてちょうでえ、あんた方、うのみにせず。わしは一生懸命言ようんじゃから、そのために。どういうふうを活用していくか、市民に対して、何十億円かけていくのに、説得せにゃあいけんわけじゃが。

大丈夫なんかなと言うわけじゃ、市民は。それは少数派かもしれんで、少数派かもしれんけど、そういう心配して言うてくるわけじゃ。今まではペーパー類とか絵画とか温度とか湿度に関係する、刀も置けんし、何も置けんもんじゃと。じゃから、備前焼じゃと温度が少々、湿度がどうじゃろう、関係ねえんじゃけど、ああいう施設が要るんじゃということを言ようるわけじゃ。あんたらに代わって言ようるようなもんで、わしら。

じゃから、事業計画をきちっと出してくれという言ようわけじゃ。説明できんよ、これ条例だけつくって、こうじゃ、ああじゃ、指定管理じゃがと言うだけじゃ、何か答弁あったら言うてちょうでえ。

○大岩日本遺産・観光部長 こういった事業計画の詳細はないですけど、やはり先ほど申しあげましたように、備前焼だけでは、最初の設計段階の予算を取るところから、備前焼以外のものを展示していくということではお知らせというか、説明させていただいておりました。

そういった中で、備前焼の「焼」が取れるということと、美術館として備前焼以外のものも企画展示ができるようなことで考えております。

ただ、その詳細な中身、どういったものをするかというのは、今後、絵画とかほかの焼き物とか、そういったところは、展示室が3つありますので、ほかの展示室もありますんで、常設展以外のところで活用できるというふうに考えております。

○松本委員 名前を変えますとか、こういうことが議論されるからややこしい話になるんで、これはやっぱりもうちょっと議論というたらおかしい、いつまでとは分かりませんが、時期尚早だと思う。こんなことだけを議論しても、さっき総括はどうですかとか、具体的にどういうイメージを考えたらいいんですかと言うたら、答えを返せないでしょう。そういう段階だと思うんですよ。

だから、集客がなぜできなかったというのは、定期的な催物とかがなかったというのも一つの原因になると思うけど、それ以外に、何かあるんじゃないかなと思う。なぜ来ないか、備前焼そのものがピークから、我々が思う以上に下がっているんだから、感心とかね、僕は感覚で言うだけで。

何かやっぱりそういう総括そのものが、もうちょっとリアルにされて、それでこういうイメージでやりましょうということを実際に出ないと、名前変えた、管理機構を変える、管理の仕方を変える、いろんな条例をつくって、こうあらねば、ここは当然、当たり前のことであって、中身は一個も見えていませんよ、と思うんですけど。

だから、やっぱり早過ぎるんですよ。議論が足りないんですよ。それなのに、こうやります、名前変えますということ提起されても、ああそうですか、はい分かりましたということにならないと思うんです。

○森本委員 私の認識は、備前焼ミュージアムを解体すると言うたときに、耐震がないと、緊急輸送道路にもなると、それでもそのときに早々と多分その段階から、備前焼以外のものを置きますよという話は、私はあったと認識しています。

だから、建物に関しても、絵画も置けるような感じに設計していきますというような形で、私はそう受け止めていたので、名前も必然的に変わりますということは、多分委員会のときにもきちんと言われたと思います。

ただ、備前市美術館になったのは、ここに出てきたので、それまでにもいろんな名前で、名称で言われたりしたので、それは混乱された方もいらっしゃるかもしれませんが、私は早々か

ら、名前が変わることも、展示するものも変わっていくこと、また集客も備前焼ではなかなか厳しい、企画展もするけど、企画展をしたときには入場者も増えるけれども、なかなか備前焼では厳しいこともあるので、絵画も展示できるようなものにしていきたいという説明は、私は当初から聞いていたので、何も今さら違和感はないですけど、ただ先ほど言われたように、ピカソ展だけやるというのが、先走って出ていると、それは指摘されても仕方がないのかなと思いますので、この条例が通った後、またしっかりとそこら辺は各委員が言われたことを粛々と進めていかれると考えといてよろしいでしょうか。

○片岡文化事業推進課長 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、実質の企画展であつたり計画というのは、まだ今後、指定管理者であつたり、運営体制を6年度中にまず整えまして、当然ながら、企画展をするのであれば、企画する調査内容、展示内容とか作品の貸し借りとか、それにかかる時間は物すごくかかりますので、6年度中には早々には体制を整えて、その準備に取りかかっていたいと考えております。

○森本委員 途中経過をできましたら委員会にさせていただくとか、ここまで進んでいますとか、それはなかなか報告が厳しいかもしれませんが、やはりある程度の計画が発表できる段階があつたら進捗状況をお知らせいただければ、皆さんもそう不安にならずに済むのかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○石原委員 今、森本委員が言われたように、恐らくさっき言われたようなことは、基本構想だったですかね、何か策定段階でもそんなお話もあつたかな。大まかな絵も出てきて、紆余曲折あつて今まで来ましたけれども、あつたのかなというところと。

それから、これもあらゆる公共施設に、ここに限らずでしょうけれども、指定管理者による管理、第4条で、あくまでこれを行わせることできる、できる規定ですので、しばらくその形でやってみて、今、次々、あちこちの公共施設で管理の在り方、指定管理の在り方も見直されておりますけれども、まずは、指定管理の形でスタートしてということですよ。あくまで、行わせることができるうちの指定管理ということで。

○片岡文化事業推進課長 はい、そのとおりでございます。指定管理できるということですので、将来的に、分かりませんが、直営という形に戻るといふこともあり得るとは思います。

〔「委員長、採決までちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第50号の審査を終わります。

***** 議案第51号の審査 *****

次に、議案第51号備前市美術館美術品購入基金条例の制定について審査を行います。

議案第51号について、質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 この基金条例の前に、何をかうかというふうな、何かそういう基準はあるわけ。今やったら浮世絵がでええ値段が上がりようが。

要するに、この基金条例、購入のための基金をためるといふ条例じゃろう。その前に、購入しようかというものの判別というのはどういうふうにしていくわけ。その辺は何もルールがねえわけ。

○片岡文化事業推進課長 作品を購入する上では、まずはどういった作品を展示するかというのが、まず学芸員等で展示コンセプトを作成していくと思います。その展示内容をどういうふうな展示で、展示をする計画の中で、やはりこういう作品が要るとか、ああいう作品が要るとか、その辺は他の美術館、個人の方、いろんな方がおられると思うんですけども、作品を所蔵しているものを企画内容に合わせて作品を展示していくかと思うんですが、当然ながら従来の備前焼というところのコンセプトは抜けないかと思います。

作品を購入するということになると、常設をしていくかと思います。そうすると、館で所蔵になりますので、どうしても備前市の館で所蔵したいと、常に常設していきたいというような作品が、調査して発見できましたら、それに基づいて、まずは評価委員会で審議しまして、作品を購入してもいいんじゃないかというような審査をした後に、購入に、相手方との交渉にはなってくるかと思います。

この購入基金をそれに充てれば、金額の交渉にもなるんですけども、購入するに当たってはこういった条例の制定も必要になるということで、設置させていただいたという格好になります。

○尾川委員 要はその辺の指定がないなら、何か買おうとするときにはどういう手続を持って購入するんじゃないかというのを、思いつきでやられたら大変じゃが。やっぱり明確にそのルールを示してほしいけど、これと、関係ねえと言うけど、裏腹の問題で、金だけ用意するけえ、何買うか分からんという、同僚議員の市長答弁で、目標はないと、それから購入は今のところないという答弁されとんじゃけど、それは今の段階で、あしたになったら変わるかもしれんからな。

今は目標はないと、それから購入は今のところないという答弁されたわけじゃけど、有効性というのは今日だけで、あしたになったら、あしたは約束してねえわけじゃから、いつまでと言うてねえんじゃから。

だから、それためには、やっぱり買うときにどういうふうにして、どういうルールで決め

て、買うていこうとしとんか、というのは、いろいろこれから頼まれると思うんじや。展示したらええんじやねえとか、絵画に限らず、陶芸品だって、陶磁器でも、知つとるとおり、伊万里の陶磁器でも、水戸のほうじゃった、足利かな、あの辺りでも結構何万点というくれえ持つとるぐらい、それから足立美術館だって持つとるぐらいで、あれだって買うてきとると思うんじや。

じゃから、そのために、備前市の美術館としてどういうふうに貯蔵品を増やしていくか、そのときにはどういうルールで決めていくかというのを、どうせ予算のチェックがあると言われるかもしれんけど、それは金だけの話であって、どういうルールで決めていくんかということを示してほしいけど、その考えをぜひしてほしいけど、説明してほしい。

○片岡文化事業推進課長 まずは開館に向けての準備ということで、現状、先ほど本会議でも答弁しましたように、購入予定はありませんが、あしたになればということで、今、先ほど委員がおっしゃられるとおりですけれども、購入手続については、まだ基本的にどういう手続で、購入する作品が見つかって、当然ながら議会、委員会にも報告させていただいたりということで、その明確な手続というのが現状ではありませんので、今後、先ほど言いましたとおり、その作品がありませんので、もし発見されれば、どういうやり取りをするかというのは、購入前には確認をさせていただきながら進めていきたいとは思っております。

○尾川委員 要はそのルールをきちっと明確にしてほしいと思う。思いつきで、頼まれたからというて買うんじやなしに、こういうことでこういう計画で、こういう目的で購入するということをもみんなに、市民に示してほしいと思う。それはぜひ約束してほしい。議事録に残るからな。

○片岡文化事業推進課長 はい、購入計画ができましたら、その辺は報告させていただきます。

○藪内委員 先ほどから、一個前の議案からですけれど、どんどんどんどん曖昧、曖昧、曖昧、曖昧の中で、どんどん通っていくような感じがするんですよ。何か決まっているような、決まっていないような、今も予定はないと、今予定はないと言われてるけど、尾川委員が先ほどから言われている、あしたになると何の保証もない、いや、これ、いいのがあったから買うんじやと。ルールは決まっていないけど買えることになってしまった。

あした5億円のものを買うかも分らんと。きちんとしたルール、手続というか、誰がそのアイデアを提案して、誰が最終決定をして、幾らぐらいまでのを買うとか、何かないと、それは本当に手がつけられんようになるような気がするんです。

○片岡文化事業推進課長 こちらについては、備前市美術館の美術品の収集評価委員会を、購入に当たっては、要綱を定めまして専門の委員、先ほど報告させていただいた評価委員を選任しまして、学識経験者だったり、知識のある方の御意見を聞いて、購入に当たっての作品をまずは必要であるかどうかを検討していきたいと。その後、こちらのほうで購入に当たっての手続をするかどうかという検討をしていきたいと思っております。

○藪内委員 今、収集評価委員会でその委員が決めると。だから、決めるも、落とすも、この人たちが決められると。最終決定、ここが出るわけですか。例えば館長がもっと大きな力を持っていて、ひっくり返せるぐらいの力があるとか。でなく、この収集評価委員会の中で、何名の委員

で決まるのか知らないですけど、具体的に言うと、例えば今よく出るのはピカソというのが出るから、ピカソの何か、5,000万円とか1億円でちょっといいのが出たと。それを買う、ここにかけたら、もうここで決まっちゃうんですか。

そのもっと前を言うと、何を集めていくかの方向を決めていかないと、備前焼は十分にあるでしょうけど、それから絵画とか、何かほかのものに対して、書道、書であるとか、そういうのを方向性が決まらないと、でたらめばかり買うようになって困るし、そういうのをちゃんとオペレーションできるのかなと。

○大岩日本遺産・観光部長 基金につきましては名称が変わるということで、今回、変更の名前で出させていただきますけど、今、基金の残高が549万2,000円あるんですけど、そういった中で、先ほど課長が言いましたように、委員会を設置いたしまして、どういったものを買っていくかということだとか、あと金額はこれぐらいでということで、当然、そういうところで評価していこうと考えております。

基本的には、備前焼が主だとは私は考えております。

○尾川委員 裏腹の問題として、一番は、美術館だけじゃなしに、備前市として、資料館として必要、あるいは埋蔵文化センターとかで、購入すべきものがええと思うけど、金がねえから買ってねえんじやが、何にも、資料を。

要するに、担当者が仲ええ関係で、例えば備前市の出身の作家の本なんかも、仲ええからもらうたりしょうるわけじゃ。本当だったら金があると買うたらええわけじゃ、育てる意味で。アメリカまで行くぐれえじゃからな。それを皆もらようるわけじゃ。そういうなのでも買うたって1,000円、2,000円のものでしれとるで。だけど、そういうものを資料として購入するという、備前焼美術館のことしか考えてねえけえな、あんたら。やっぱり総合的に文化財というか、そういういろんなものを収集する、備前市として必要と、保存しとかにやいけんというものをやっぱり適正に買うてもらわにやいけんわけじゃ。

それともう一つは、図書館の組織替えでも、教育委員が何も意見がなかったという答弁じゃったんじや。担当者が何ぼうメンバーがおったって、そんな意見がねえような者が、やっぱりちゃんとした第三者を入れてもらうたり、少数意見かもしれんけど、そういうメンバーを考えてほしいと思う。

美術品だけ、美術館の関係だけでなしに、そこは違うと言うかもしれん、縦割りで。だけど、一緒じゃと思うとん、わしは。備前市にとって必要な財産じゃから金出してでも買うていく、取っていこうという考え方をぜひこの機会にやってもらいてえ。その条例か要綱かをつくるときに。要綱はあると思うんじや、ある程度は、あると思う。絶対、ねえことねえと、昔じゃと買うたからな、1,000円のもので。そのとき、要綱がなかったら買えんから。根拠がなかったらな。

そういうことをきちっと明確にしてもらいてえと。早急にそういう要綱を充実したのをつかって提示してほしい。

○片岡文化事業推進課長 要綱については、早々にでも設置して、作成したいと思います。

評価委員に関しましては、先ほど委員おっしゃっていただきました美術館関係者であったり学芸員、それから恐らく、先ほど部長が言いましたように常設展示ということになると備前焼というところには、中心にはなってくるかと思えます。

先ほどから何度も言っておりますことは、新しい美術作品を展示するということで、そのほかの美術ジャンルのところでも、もしかしたら作品として必要な部分はあるかもしれませんので、そういった美術作品に対しての研究者であったり、その実際の制作技術者であったりとか、実際の美術商であったりというような、そういった有識者をできる限り選定委員の中に選ばせていただいて、評価はしていきたいというふうには考えております。

○尾川委員 今、同僚議員の質疑があった中で、その目標はないということについての答弁は、どういうふうに担当者とするやあ考えておるわけ。全く本当に白紙状態なんじゃというふうに答えられるわけ。その辺確認させてほしい。

○片岡文化事業推進課長 購入の予定はございませんが、今現状は、以前の備前焼ミュージアムで基金としておりました549万円ほどの基金を、新たな基金のほうへ入れ替えるというふうに考えております。

○松本委員 これは、別にこの基金をつくる意味、特別つくらんといけん、今までどおりじゃあいけんのんですか。

それから、こういう美術館、博物館はいろいろ全国にありますけど、そういう場合にどういうふうになっているんですか。例えば新見の美術館、あそこなんか、購入する場合、こういう形を取っているのか、ちょっとよく分からないですね。

○片岡文化事業推進課長 他の美術館でも、同じようにこういった基金を積立てしまして、美術作品が、いつでもというわけではないですけども、購入できるような条例は設置されております。

○松本委員 そういう場合、個々の作品、何を買うとかじゃなしに、年間予算で例えば1,000万円なら1,000万円とか、どういう形態が多いですか。予算を組み、何でもかんでも買うというわけにいかんでしょうから、全国的にどういう形態を取るか。

○大岩日本遺産・観光部長 基金を取り崩して買っていくという、一般会計に入れて買っていくという形になろうかと思えます。

あと、この基金は、備前焼ミュージアムが、27年10月でしたか、陶友会から基金を受けたものでありますので、先ほど申しましたように、今基金をつくっております。

○松本委員 例えばこういう基金を設けたら、これは一般会計から、どうしても必要な場合は繰り入れて買うわけでしょう。要は、そういう形態を取っているところが多いんですね。例えば年間幾らとかというふうに決める、予算を決めるとかじゃなしに、その都度その都度決めている場合が多いということですか、全国的には。

○片岡文化事業推進課長 すいません、ちょっとそのところまでは、他市のところは調べてい

ないです。

○松本委員 ちょっと調べとってください。特に、これはどうのこうの言いませんけど、どういう形態が多いのかなど。多分、それぞれその都度決めているところが多いと思ったりもしているんですけど、ちょっと素朴な質問です。

○石原委員 先ほどおっしゃったように、この基金の条例、ちょうど8年ほど前に、基金としてできて、これまでは約8年間ほどの間で、この基金を充当されて、活用されて今までですけれども、美術品の購入事例は、先ほど評価委員会の方々が協議されたか、購入は今まであったんでしょうか。

○片岡文化事業推進課長 平成27年に、備前市のほうへ、備前焼ミュージアムとなりまして、評価委員会は1度開催はしておりますけれども、購入は一度もないです。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第51号の審査を終わります。

***** 議案第49号の審査 *****

次に、議案第49号備前市美術館設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、審査を行います。

議案第49号について、質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 別表中、評価委員の具体的な名前を教えてください、今分りゃあ名前を言うてもらうたら。誰々かというのを紹介してほしい。

○片岡文化事業推進課長 すいません、まだ委員は選定ができておりませんので、報告はまたさせていただきます。

○石原委員 2種類の協議会と評価委員会ですか。この2つの委員会というか、どういう頻度というか、どういう形で開催されていくものですか。

○片岡文化事業推進課長 まず、備前市美術館運営協議会につきましては、以前の備前焼ミュージアムもありましたけれども、年に一度開催させていただいておりました。実際には、前年度の企画展等の内容等、実施事業の内容であったり、入館状況であったりというのを委員の方に報告をさせていただいて、今後の企画内容であったり企画展の内容を御審議、御意見をいただいて、次年度に向けての企画内容の審議をしていただくような形をしております。

それから、備前市美術館美術品等評価委員会につきましては、先ほどから言っておりますその作品が、もし購入等があった場合、開催をさせていただいておりますので、今まで開催はできて

おりません。

○石原委員 上の運営協議会ですけれども、おおむね年に1回、運営状況であったり企画展等の状況を鑑みながら、次年度へ向けてのお話ということですが、大体何月頃にこれは毎年開催されるものですか。

○片岡文化事業推進課長 大体9月から10月頃に開催をしております。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午前11時35分 閉会